

三重県公共工事共通仕様書 令和3年4月一部改定

- ◆様式一覧
- ◆添付資料

三重県

旧

目次

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	1	第1編 1-1-1-41
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	2	第1編 1-1-1-2
様式-10	材料確認書	3	第2編 第1章第2節
様式-11	段階確認書	4	第3編 3-1-1-6
様式-12	確認・立会依頼書	5	第3編 3-1-1-6
様式-13	工事事故速報	6	第1編 1-1-1-30
様式-14	工事履行報告書	7	第1編 1-1-1-25
様式-22	部分使用承諾書	8	第1編 1-1-1-23
様式-24	支給品受領書	9	第1編 1-1-1-17
様式-25	支給品精算書	10	〃
様式-26	建設機械使用実績報告書	11	第3編 3-1-1-5
様式-27	建設機械借用・返納書	12	〃
様式-28	現場発生品調書	13	第1編 1-1-1-18
様式-31	出来形管理図表	14	第1編 1-1-1-24
様式-31-2	出来形合否判定総括表	15	〃
様式-32	品質管理図表	16	〃
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	17	第3編 3-1-1-16
様式-8(1)	施工体制台帳	19	第1編 1-1-1-10
様式-8(2)	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	20	〃
様式-8(3)	工事担当技術者台帳	21	
	再下請負通知書	22	
第1号様式	工事着手届	23	第1編 1-1-1-8
第2号様式	施工計画書	24	第1編 1-1-1-4
第2号様式	施工計画書(森林整備工工事用)	35	第19編 19-5-5-1
第5号様式	貸与品借用書	40	第1編 1-1-1-17
第6号様式	貸与品返納書	41	〃
第14号様式	電子媒体等納品書	42	第1編 1-1-1-47
	出来形管理表(表紙)	43	建設工事施工管理基準(案)
	品質管理表(表紙)	44	〃
様式1-1	測定結果総括表	45	〃
様式1-2	測定結果一覧表	46	〃
様式42-2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測定	47	〃

目次-1

新

目次

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	1	第1編 1-1-1-41
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	2	第1編 1-1-1-2
様式-10	材料確認書	3	第2編 第1章第2節
様式-11	段階確認書	4	第3編 3-1-1-6
様式-12	確認・立会依頼書	5	第3編 3-1-1-6
様式-13	工事事故速報	6	第1編 1-1-1-30
様式-14	工事履行報告書	7	第1編 1-1-1-25
様式-22	部分使用承諾書	8	第1編 1-1-1-23
様式-24	支給品受領書	9	第1編 1-1-1-17
様式-25	支給品精算書	10	〃
様式-26	建設機械使用実績報告書	11	第3編 3-1-1-5
様式-27	建設機械借用・返納書	12	〃
様式-28	現場発生品調書	13	第1編 1-1-1-18
様式-31	出来形管理図表	14	第1編 1-1-1-24
様式-31-2	出来形合否判定総括表	15	〃
様式-32	品質管理図表	16	〃
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	17	第3編 3-1-1-16
	施工体制台帳	19	第1編 1-1-1-10
	施工体系図	20	〃
	工事担当技術者台帳	21	
	再下請負通知書	22	
第1号様式	工事着手届	23	第1編 1-1-1-8
第2号様式	施工計画書	24	第1編 1-1-1-4
第2号様式	施工計画書(森林整備工工事用)	35	第19編 19-5-5-1
第5号様式	貸与品借用書	40	第1編 1-1-1-17
第6号様式	貸与品返納書	41	〃
第14号様式	電子媒体等納品書	42	第1編 1-1-1-47
	出来形管理表(表紙)	43	建設工事施工管理基準(案)
	品質管理表(表紙)	44	〃
様式1-1	測定結果総括表	45	〃
様式1-2	測定結果一覧表	46	〃
様式42-2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測定	47	〃

目次-1

旧

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式 51-1	塗膜厚測定管理表	48	建設工事施工管理基準(案)
様式 51-2	塗膜厚測定成績表	49	〃
様式・出来形 1-1-2(1)	敷砂出来形管理表	50	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来形 1-1-2(2)	敷砂出来形管理図	51	〃
様式・出来形 1-2-2(1)	サンドコンパクションパイル出来形管理表	52	〃
様式・出来形 1-2-2(2)	砂投入管理表	53	〃
様式・出来形 1-2-2(3)	締固工 深浅図	54	〃
様式・出来形 1-3-1(1)	深層混合処理杭出来形管理表	55	〃
様式・出来形 1-3-1(2)	深層混合処理杭鉛直度管理表	56	〃
様式・出来形 1-4-1(1)	洗掘防止マット出来形管理表	57	〃
様式・出来形 1-4-1(2)	洗掘防止マット出来形管理図	58	〃
様式・出来形 1-5-1	砂・石材中詰出来形管理表	59	〃
様式・出来形 1-6-1	蓋コンクリート出来形管理表	60	〃
様式・出来形 1-8-2	鋼矢板出来形管理表	61	〃
様式・出来形 1-9-5	腹起出来形管理表	62	〃
様式・出来形 1-9-6	タイ材出来形管理表	63	〃
様式・出来形 1-10-2(1)	鋼杭打込記録	64	〃
様式・出来形 1-10-2(2)	鋼杭出来形管理表	65	〃
様式・出来形 1-12-1(1)	電気防食出来形管理表	66	〃
様式・出来形 1-12-1(2)	電気防食電位測定管理表	67	〃
様式・出来形 1-13-1(1)	路盤出来形管理表	68	〃
様式・出来形 1-13-1(2)	路盤出来形管理図	69	〃
様式・出来形 1-14-3(1)	舗装出来形管理表	70	〃
様式・出来形 1-14-3(2)	舗装出来形管理図	71	〃
様式・出来形 3-2-1	置換材出来形管理表	72	〃
様式・出来形 4-3-2(1)	基礎石均し出来形管理図(1)	73	〃
様式・出来形 4-3-2(2)	基礎石均し出来形管理図(2)	74	〃
様式・出来形 5-1-1	ケーソン製作出来形管理表	75	〃
様式・出来形 5-2-1	ケーソン据付出来形管理表	76	〃
様式・出来形 6-1(1)	ブロック(方塊)製作出来形管理表	77	〃
様式・出来形 6-1(2)	L型ブロック製作出来形管理表	78	〃
様式・出来形 6-1(3)	セルラーブロック製作出来形管理表	79	〃
様式・出来形 6-1(4)	ブロック製作等 外観チェックリスト	80	〃

新

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式 51-1	塗膜厚測定管理表	48	建設工事施工管理基準(案)
様式 51-2	塗膜厚測定成績表	49	〃
様式・出来形 1-1-2(1)	敷砂出来形管理表	50	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来形 1-1-2(2)	敷砂出来形管理図	51	〃
様式・出来形 1-2-2(1)	サンドコンパクションパイル出来形管理表	52	〃
様式・出来形 1-2-2(2)	砂投入管理表	53	〃
様式・出来形 1-2-2(3)	締固工 深浅図	54	〃
様式・出来形 1-3-1(1)	深層混合処理杭出来形管理表	55	〃
様式・出来形 1-3-1(2)	深層混合処理杭鉛直度管理表	56	〃
様式・出来形 1-4-1(1)	洗掘防止マット出来形管理表	57	〃
様式・出来形 1-4-1(2)	洗掘防止マット出来形管理図	58	〃
様式・出来形 1-5-1	砂・石材中詰出来形管理表	59	〃
様式・出来形 1-6-1	蓋コンクリート出来形管理表	60	〃
様式・出来形 1-8-2	鋼矢板出来形管理表	61	〃
様式・出来形 1-9-5	腹起出来形管理表	62	〃
様式・出来形 1-9-6	タイ材出来形管理表	63	〃
様式・出来形 1-10-2(1)	鋼杭打込記録	64	〃
様式・出来形 1-10-2(2)	鋼杭出来形管理表	65	〃
様式・出来形 1-12-1(1)	電気防食出来形管理表	66	〃
様式・出来形 1-12-1(2)	電気防食電位測定管理表	67	〃
様式・出来形 1-13-1(1)	路盤出来形管理表	68	〃
様式・出来形 1-13-1(2)	路盤出来形管理図	69	〃
様式・出来形 1-14-3(1)	舗装出来形管理表	70	〃
様式・出来形 1-14-3(2)	舗装出来形管理図	71	〃
様式・出来形 3-2-1	置換材出来形管理表	72	〃
様式・出来形 4-3-2(1)	基礎石均し出来形管理図(1)	73	〃
様式・出来形 4-3-2(2)	基礎石均し出来形管理図(2)	74	〃
様式・出来形 5-1-1	ケーソン製作出来形管理表	75	〃
様式・出来形 5-2-1	ケーソン据付出来形管理表	76	〃
様式・出来形 6-1(1)	ブロック(方塊)製作出来形管理表	77	〃
様式・出来形 6-1(2)	L型ブロック製作出来形管理表	78	〃
様式・出来形 6-1(3)	セルラーブロック製作出来形管理表	79	〃
様式・出来形 6-1(4)	ブロック製作等 外観チェックリスト	80	〃

旧

新

様式-4

様式-4

建設業退職金共済制度の掛金収納書

建設業退職金共済制度の掛金収納書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

三重県知事 あて

三重県知事 あて

(受注者) 印

(受注者)

建設業退職金共済組合証紙購入報告

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名		工 期	
契約年月日		契約金額	
共済証紙購入金額	¥		
掛金収納書を貼る (契約者から発注者用)			

工事名		工 期	
契約年月日		契約金額	
共済証紙購入金額	¥		
掛金収納書を貼る (契約者から発注者用)			

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

旧

新

様式-11

様式-11

段 階 確 認 書
施 工 予 定 表

年月日： _____

下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 _____ 受注者名： _____ 印
現場代理人名等： _____

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年月日： _____

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。
監督員名： _____

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日： _____

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督員名： _____ 印

段 階 確 認 書
施 工 予 定 表

年月日： _____

下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 _____ 受注者名： _____ 印
現場代理人名等： _____

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年月日： _____

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。
監督員名： _____

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日： _____

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督員名： _____ 印

旧

様式-12

確認・立会依頼書

	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

<u>確認・立会事項</u>			
工事名 _____		年月日: _____	
下記について 確認・立会 されたく提出します。			
記			
工 種			
場 所			
資 料			
希望日時			時
確認立会員			
実施日時			時
記 事			

新

様式-12

確認・立会依頼書

<u>確認・立会事項</u>			
工事名 _____		年月日: _____	
下記について 確認・立会 されたく提出します。			
記			
工 種			
場 所			
資 料			
希望日時			時
確認立会員			
実施日時			時
記 事			

旧

様式-22

令和 年 月 日

受信者：「受注者名」又は『三重県知事』

発信者：「三重県知事」(印)又は『受注者名』
印

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項に基づき（協議・承諾）する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自
至
4. 使用者
5. その他

- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「三重県知事」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『三重県知事』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

新

様式-22

令和 年 月 日

受信者：「受注者名」又は『三重県知事』

発信者：「三重県知事」(印)又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項に基づき（協議・承諾）する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自
至
4. 使用者
5. その他

- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「三重県知事」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『三重県知事』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

旧

新

様式-25

様式-25

支給品精算書

支給品精算書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

三重県知事 あて

三重県知事 あて

受注者 (住所)
(氏名)
(現場代理人氏名)

受注者 (住所)
(氏名)
(現場代理人氏名)

印

印

下記のとおり支給品を精算します。

下記のとおり支給品を精算します。

記

記

工事名		契約年月日				
品目	規格	単位	数量			備考
			支給数量	使用数量	残数量	
※ 監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。					※物品管理簿登記
	令和 年 月 日					
	(職氏名)					印

工事名		契約年月日				
品目	規格	単位	数量			備考
			支給数量	使用数量	残数量	
※ 監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。					※物品管理簿登記
	令和 年 月 日					
	(職氏名)					印

(注) ※は監督員が記入する。

(注) ※は監督員が記入する。

建設機械使用実績報告書

平成 年 月 日
 自 月 日 至 日

工事名
 建設機械の貸付契約年月日
 監督員の認印

借受人 (氏名)
 作成者 (氏名)

印
 印

建設機械名	建設機械番号	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼働状況		維持修理費		修理箇所等	摘要
				運転日数	運転時間	千円	千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		

(注)

1. おもな作業内容の欄は、貸付機械を二種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
2. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

建設機械使用実績報告書

平成 年 月 日
 自 月 日 至 日

工事名
 建設機械の貸付契約年月日
 監督員

借受人 (氏名)
 作成者 (氏名)

建設機械名	建設機械番号	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼働状況		維持修理費		修理箇所等	摘要
				運転日数	運転時間	千円	千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		
				日	時間		千円		

(注)

1. おもな作業内容の欄は、貸付機械を二種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
2. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

旧

新

旧

新

様式-27

様式-27

令和 年 月 日

令和 年 月 日

三重県知事 あて

三重県知事 あて

受注者 (住所)

受注者 (住所)

(氏名)
(現場代理人氏名)

(氏名)
(現場代理人氏名)

印

建設機械借用・返納書

建設機械借用・返納書

本工事における使用建設機械を機能現況確認の上、下記のとおり
借用 返納 しました。

本工事における使用建設機械を機能現況確認の上、下記のとおり
借用 返納 しました。

工事名	建設機械名	型式	機械番号	付属品			引渡しを受けた場所	備考
				名称	規格	数量		

工事名	建設機械名	型式	機械番号	付属品			引渡しを受けた場所	備考
				名称	規格	数量		

引渡し立会者
三重県 (職氏名)
借受人 (氏名) 印

引渡し立会者
三重県 (職氏名)
借受人 (氏名) 印

旧

第1号様式

工事着手届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地
受注者
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

次の工事に着手しますので届けます。

工事番号 及び 工事名	
工事施行 場所	三重県 市 町 地内 郡
請負代金額	金 円
着手年月日	令和 年 月 日

新

第1号様式

工事着手届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地
受注者
氏名又は名称
及び代表者氏名

次の工事に着手しますので届けます。

工事番号 及び 工事名	
工事施行 場所	三重県 市 町 地内 郡
請負代金額	金 円
着手年月日	令和 年 月 日

旧

				監督員

第2号様式

令和 年 月 日

施 工 計 画 書

三重県知事 へ

受注者氏名

印

令和 年度

工事

施工計画書について（提出）

標記について三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-4に基づき提出します。

受理日 令和 年 月 日
監督員 印

新

第2号様式

令和 年 月 日

施 工 計 画 書

三重県知事 へ

受注者氏名

令和 年度

工事

施工計画書について（提出）

標記について三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-4に基づき提出します。

受理日 令和 年 月 日
監督員

旧

第2号様式（森林整備工事用）

					監督員

令和 年 月 日

施 工 計 画 書

三重県知事 あて

受注者氏名 印

令和 年度 事業

施工計画書について（提出）

標記について、三重県公共工事共通仕様書第19編第5章19-5-5-1の規定にもとづき提出します。

受理日 令和 年 月 日
監督員 印

新

第2号様式（森林整備工事用）

令和 年 月 日

施 工 計 画 書

三重県知事 あて

受注者氏名

令和 年度 事業

施工計画書について（提出）

標記について、三重県公共工事共通仕様書第19編第5章19-5-5-1の規定にもとづき提出します。

受理日 令和 年 月 日
監督員

旧

第14号様式

電子媒体等納品書

監督員 ○○ ○○ あて

受注者(住所)
(氏名)

(現場代理人氏名) ○○ ○○ 印

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

工事名	令和○○年度○○工事			CORINS登録番号	1234-56789
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月日	備考
CD-R	700MB	部	2	年月日	

電子化できなかった書類については、デジタル工事写真のみの電子納品の場合は不要とする。

電子化できなかった書類名

(備考)

新

第14号様式

電子媒体等納品書

監督員 ○○ ○○ あて

受注者(住所)
(氏名)

(現場代理人氏名) ○○ ○○

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

工事名	令和○○年度○○工事			CORINS登録番号	1234-56789
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月日	備考
CD-R	700MB	部	2	年月日	

電子化できなかった書類については、デジタル工事写真のみの電子納品の場合は不要とする。

電子化できなかった書類名

(備考)

出来形管理表

工事名

発注者名

添付資料名 測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

印

現場代理人氏名

印

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

印

新

出来形管理表

工事名

発注者名

添付資料名 測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

品質管理表

工事名

発注者名

添付資料名 測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

印

現場代理人氏名

印

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

旧

品質管理表

工事名

発注者名

添付資料名 測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

新

年月日：

施工体制台帳

[会社名] _____
[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日

工事名称	工事内容	許可(更新)年月日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号

契約区	名称	住所
元請契約		
下請契約		

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険
	元請契約 下請契約		

監 督 員 名	健康及び意見 申出方法
現場 代理人名	健康及び意見 申出方法
主任 技術者名	資格内容
専任 技術者名	専任 技術者名
資格内容	資格内容
担当 工事内容	担当 工事内容

一号特定技能外 国人の従事者の 状況(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事者の 状況(有無)	有	無
------------------------------	---	---	-----------------------------	---	---

年月日

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____
[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日

工事名称	工事内容	許可(更新)年月日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号

契約区	名称	住所
元請契約		
下請契約		

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険
	元請契約 下請契約		

監 督 員 名	健康及び意見 申出方法
現場 代理人名	健康及び意見 申出方法
主任 技術者名	資格内容
専任 技術者名	専任 技術者名
資格内容	資格内容
担当 工事内容	担当 工事内容

一号特定技能外 国人の従事者の 状況(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事者の 状況(有無)	有	無
------------------------------	---	---	-----------------------------	---	---

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名		
住所			
工事名称	代表者名		
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険	

現場代理人名	安全衛生責任者名
健康及び意見 申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
専任技術者名	専任技術者名
資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事者の 状況(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事者の 状況(有無)	有	無
------------------------------	---	---	-----------------------------	---	---

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負台金の額に係る部分を除く)
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

新

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名		
住所			
工事名称	代表者名		
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日
大正特定 工業業 知事一般	大正特定 工業業 知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険	

現場代理人名	安全衛生責任者名
健康及び意見 申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
専任技術者名	専任技術者名
資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事者の 状況(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事者の 状況(有無)	有	無
------------------------------	---	---	-----------------------------	---	---

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負台金の額に係る部分を除く)
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

《参考》
 施工体附台帳 様式例-3(工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

<table border="1"> <tr><td>申請会社名</td></tr> <tr><td>監理技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	申請会社名	監理技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	生年月日	専任・非専任
申請会社名																																																																
監理技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																
会社名																																																																
主任技術者名																																																																
生年月日																																																																
専任・非専任																																																																

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、縦 3cm、横 2.5cm、程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、1部保管し、1部提出する。ただし、カメラカメラ写真と印刷したものを提出してもよい。

旧

新

工事担当技術者台帳

<table border="1"> <tr><td>元請会社名</td></tr> <tr><td>監理技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	元請会社名	監理技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任	<table border="1"> <tr><td>会社名</td></tr> <tr><td>主任技術者名</td></tr> <tr><td>専任・非専任</td></tr> </table>	会社名	主任技術者名	専任・非専任
元請会社名																																																			
監理技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			
会社名																																																			
主任技術者名																																																			
専任・非専任																																																			

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、縦 3cm、横 2.5cm、程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、1部保管し、1部提出する。ただし、カメラカメラ写真と印刷したものを提出してもよい。

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】 _____

住所 _____

元請名称 _____

会社名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名及び
工事内容 _____

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

至 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注文者との
契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

許可(更新)年月日

建設業の 許可	大田 特定 知事 一般	許 可 番 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	大田 特定 知事 一般	第 _____ 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	厚生年金保険 加入	未加入 適用除外	雇用保険 加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名	安全衛生責任者名
種別及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
種別及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

一斉特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事の 状況(有無)	有	無
-------------------------	---	---	----------------------------	---	---

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】 _____

住所 _____

元請名称・
事業者ID _____

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名及び
工事内容 _____

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

至 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注文者との
契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

許可(更新)年月日

建設業の 許可	大田 特定 知事 一般	許 可 番 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	大田 特定 知事 一般	第 _____ 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	厚生年金保険 加入	未加入 適用除外	雇用保険 加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名	安全衛生責任者名
種別及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
種別及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

一斉特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事の 状況(有無)	有	無
-------------------------	---	---	----------------------------	---	---

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約期間について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所	
電話番号	
工事名及び 工事内容	
自 _____ 年 _____ 月 _____ 日	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建設業の 許可	大田 特定 知事 一般	許 可 番 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	大田 特定 知事 一般	第 _____ 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	厚生年金保険 加入	未加入 適用除外	雇用保険 加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	安全衛生責任者名
種別及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
種別及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

一斉特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事の 状況(有無)	有	無
-------------------------	---	---	----------------------------	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事
について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

《再下請関係》

再下請負業者及び再下請負契約期間について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所	
電話番号	
工事名及び 工事内容	
自 _____ 年 _____ 月 _____ 日	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建設業の 許可	大田 特定 知事 一般	許 可 番 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	大田 特定 知事 一般	第 _____ 号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	厚生年金保険 加入	未加入 適用除外	雇用保険 加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	安全衛生責任者名
種別及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
種別及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

一斉特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事の 状況(有無)	有	無
-------------------------	---	---	----------------------------	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事
について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

旧

添付資料 目次

	基準・要綱等名	ページ
1	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	1
2	再生資源の利用の促進について（平成3年10月）	1
3	三重県建設副産物処理基準（令和23年84月）	2
4	土木工事安全施工技術指針（令和2年3月）	36
5	建設機械施工安全技術指針（平成17年3月）	36
6	建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月）	36
7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成4年3月）	36
8	建設工事の安全対策に関する措置について（平成4年4月）	37
9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針（平成2年9月）	37
10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年3月）	37
11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（平成29年4月）	37
12	道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月）	38
13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月）	43
14	道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）	46
15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）（平成20年12月）	46
16	仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月）	47
17	三重県産業廃棄物税条例	50
18	三重県生活環境の保全に関する条例	50
19	三重県リサイクル製品利用推進条例	50
20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	50
21	みえ・グリーン購入基本方針	50
22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	50
23	施工体制台帳に係る書類の提出について（平成27年3月） 上記の内、施工体制台帳の作成等について（通知）（令和3平成31年3月）	51
24	河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月）	6062
25	三重県 CALS 電子納品運用マニュアル（令和2年8月）	6264

新

添付資料 目次

	基準・要綱等名	ページ
1	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	1
2	再生資源の利用の促進について（平成3年10月）	1
3	三重県建設副産物処理基準（令和3年4月）	2
4	土木工事安全施工技術指針（令和2年3月）	36
5	建設機械施工安全技術指針（平成17年3月）	36
6	建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月）	36
7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成4年3月）	36
8	建設工事の安全対策に関する措置について（平成4年4月）	37
9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針（平成2年9月）	37
10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年3月）	37
11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（平成29年4月）	37
12	道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月）	38
13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月）	43
14	道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）	46
15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）（平成20年12月）	46
16	仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月）	47
17	三重県産業廃棄物税条例	50
18	三重県生活環境の保全に関する条例	50
19	三重県リサイクル製品利用推進条例	50
20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	50
21	みえ・グリーン購入基本方針	50
22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	50
23	施工体制台帳に係る書類の提出について（平成27年3月） 上記の内、施工体制台帳の作成等について（通知）（令和3年3月）	51
24	河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月）	62
25	三重県 CALS 電子納品運用マニュアル（令和2年8月）	64

3. 三重県建設副産物処理基準

昭和59年9月制定
平成2年4月改定
平成4年4月改定
平成7年4月改定
平成11年7月改定
平成15年4月改定
平成24年7月改定
平成27年11月改定
平成28年7月改定
平成31年4月改定
令和2年4月改定
令和2年8月改定
令和3年4月改定

第1条 目的

この基準は建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2条 この基準に掲げる用語の意義は次による。

(1) 建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

(2) 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。（廃掃法施行令第2条）

建設発生土には、

- ① 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、
- ② 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂（浚渫土）、その他これに類するものがある。

一方、「建設工事において発生する建設汚泥」は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

土砂と建設汚泥の区分については、次に示す環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日環産第110329004号）によるものとする。

【建設汚泥の取り扱い】

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ザリ分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンブトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/㎡以下又は一軸圧縮強度がおおむね50 kN/㎡以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンブトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の繰り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

3. 三重県建設副産物処理基準

昭和59年9月制定
平成2年4月改定
平成4年4月改定
平成7年4月改定
平成11年7月改定
平成15年4月改定
平成24年7月改定
平成27年11月改定
平成28年7月改定
平成31年4月改定
令和2年4月改定
令和2年8月改定
令和3年4月改定

第1条 目的

この基準は建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2条 この基準に掲げる用語の意義は次による。

(1) 建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

(2) 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。（廃掃法施行令第2条）

建設発生土には、

- ① 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、
- ② 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂（浚渫土）、その他これに類するものがある。

一方、「建設工事において発生する建設汚泥」は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

土砂と建設汚泥の区分については、次に示す環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日環産第110329004号）によるものとする。

【建設汚泥の取り扱い】

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ザリ分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンブトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/㎡以下又は一軸圧縮強度がおおむね50 kN/㎡以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンブトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の繰り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

(3) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。
建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙1のとおりである。

第3条 適用範囲

この基準は、三重県が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用する。

第4条 基本方針

発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再生資源化等の促進等に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～2015（中部地方版）」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用することができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 建設副産物のうち、再使用がされないものは、再生利用に努めること。
- (4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第5条 原則化ルール

建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施することを原則とする。

- コンクリート塊、アスファルト塊
 - ・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。
- 建設発生木材（伐採根、伐採木を含む）
 - ・原則として再資源化施設へ搬出する。
 - ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（中間処理施設での焼却）することができる。
 - (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、
 - (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- 建設汚泥
 - ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。
 - ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理（最終処分）を行う。
- 建設発生土
 - ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出する。
 - ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出できない場合、民有地（再資源化施設等を含む）へ適正に処理する。

(3) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。
建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙1のとおりである。

第3条 適用範囲

この基準は、三重県が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用する。

第4条 基本方針

発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再生資源化等の促進等に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用することができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 建設副産物のうち、再使用がされないものは、再生利用に努めること。
- (4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第5条 原則化ルール

建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施することを原則とする。

- コンクリート塊、アスファルト塊
 - ・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。
- 建設発生木材（伐採根、伐採木を含む）
 - ・原則として再資源化施設へ搬出する。
 - ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（中間処理施設での焼却）することができる。
 - (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、
 - (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- 建設汚泥
 - ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。
 - ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理（最終処分）を行う。
- 建設発生土
 - ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出する。
 - ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出できない場合、民有地（再資源化施設等を含む）へ適正に処理する。

旧

5. 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品

- ・県の公共事業にあつては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。
- 国、市町等の公共工事にあつては、できる限り使用するよう努めるものとする。

第10条 附則

1. この基準は令和23年8月1日より適用する。

なお、令和2年4月1日以降に建設発生土の処理を行うものについても適用する。

ただし、建設発生土の処理が令和2年12月22日までに完了するものについては、第7条第5項の(2)は適用しない。

新

5. 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品

- ・県の公共事業にあつては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。
- 国、市町等の公共工事にあつては、できる限り使用するよう努めるものとする。

第10条 附則

1. この基準は令和3年4月1日より適用する。

旧

新

別紙14

別紙14

(表面)

(表面)

建設発生土受入承諾書

建設発生土受入承諾書

年 月 日

年 月 日

(受注者名) 様

(受注者名) 様

土地所有者 住所
氏 名

印

土地所有者 住所
氏 名

三重県 発注の 工事施行に伴い発生する
土砂を下記のとおり、私の所有地に受け入れることを承諾します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾
事項」について厳守します。

記

- 1 受入地の所在地
(市) (町村) 大字 番地
(郡)
- 2 地 目 ()
- 3 受入土量
- 4 期 間
- 5 関係法令、条例等への対応 (許可等)
- 6 添付資料
(1) 位置図、平面図等
(2) 受入地が判別できる写真

三重県 発注の 工事施行に伴い発生する
土砂を下記のとおり、私の所有地に受け入れることを承諾します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾
事項」について厳守します。

記

- 1 受入地の所在地
(市) (町村) 大字 番地
(郡)
- 2 地 目 ()
- 3 受入土量
- 4 期 間
- 5 関係法令、条例等への対応 (許可等)
- 6 添付資料
(1) 位置図、平面図等
(2) 受入地が判別できる写真

建設発生土 搬出伝票				整理番号	
搬出年月日	年 月 日	請負業者名		主任技術者	印
工事名		工事場所 (搬出元)	市 郡 町 地内		
搬出する土質	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 泥土 <input type="checkbox"/> 第3種		搬出する土量 (m ³)		m ³
搬出先の種別	<input type="checkbox"/> 他の公共工事へ流用 <input type="checkbox"/> 再資源化施設 <input type="checkbox"/> 他の民間工事へ流用 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 国有地 <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> ストックヤード <input type="checkbox"/> その他		搬出先の所在地	市 郡 町 地内	
			搬出先の名称		
運搬距離		km			
運搬車両番号			運転者名		印
備考					

* この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。
 * この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。
 * 運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。
 * 印欄は、サインでも可

建設発生土 搬出伝票				整理番号	
搬出年月日	年 月 日	請負業者名		主任技術者	
工事名		工事場所 (搬出元)	市 郡 町 地内		
搬出する土質	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 泥土 <input type="checkbox"/> 第3種		搬出する土量 (m ³)		m ³
搬出先の種別	<input type="checkbox"/> 他の公共工事へ流用 <input type="checkbox"/> 再資源化施設 <input type="checkbox"/> 他の民間工事へ流用 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 国有地 <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> ストックヤード <input type="checkbox"/> その他		搬出先の所在地	市 郡 町 地内	
			搬出先の名称		
運搬距離		km			
運搬車両番号			運転者名		
備考					

* この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。
 * この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。
 * 運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。
 * 印欄は、サインでも可

旧

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和3~~平成31~~年3~~3~~月2~~2~~9日
国土建第499~~→405500~~号

各地方整備局等建設業担当部長
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8~~7~~第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用

新

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和3年3月2日
国土建第405号

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場

旧

される場合を含む。)の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8~~7~~第2項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を提出すべき場所の3点を記載した書面を**通知交付**しなければならない。
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8~~7~~第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8~~7~~第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

新

合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を提出すべき場所の3点を記載した書面を通知しなければならない。
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の

旧

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の1)から10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

1) A社自身に関する事項（規則第14条の2第1項第1号）及びA社

新

通知書を提出しなければなりません。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工

が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載する。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当す

(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す

る者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ 第 2 号トの「主任技術者資格」は、その者が法第 7 条第 2 号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

リ 第 2 号チ及び第 4 号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ 第 2 号リ及び第 4 号リトの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第 3 号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第 1 号記載要領 6 の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類（規則第 1 4 条の 2 第 2 項）関係

イ 第 1 号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあつては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第 1 9 条第 1 項各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第 2 号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についての

る。

また、その者が法第 1 5 条第 2 号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ 第 2 号トの「主任技術者資格」は、その者が法第 7 条第 2 号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

リ 第 2 号チ及び第 4 号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ 第 2 号リ及び第 4 号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第 3 号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第 1 号記載要領 6 の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類（規則第 1 4 条の 2 第 2 項）関係

イ 第 1 号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあつては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

み添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定期則（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

三△ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号ト△に規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は~~または~~添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなくなるときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えな

なお、同号の書類には、法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅されていないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定期則（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ニ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなくなるときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

い。

⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記（10）の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記（10）の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一（2）①の書面の通知交付を受けた場合や、工事現場に一（2）②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に

て表示しておかなければならない。

③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記（10）の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記（10）の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

旧

請け負わせるときは、遅滞なく、

- ① 当該他の建設業を営む者に対し、一（２）①の書面を通知交付しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一（２）①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
 - ② 作成建設業者に対し、（３）に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。
- （３） 再下請負通知
- ① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面（以下「再下請負通知書」という。）をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようによい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。
 - ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない（規則第14条の4第2項）。
また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一（１）の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。
 - ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。
 - ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は~~また~~添付した書類（法第19条第1項の規定による書面）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。
 - ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（２）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。
 - ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機

新

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

- （１） 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知
その請け負った建設工事の注文者から一（２）①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一（２）②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせるときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。
- （２） 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知
（１）に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせるときは、遅滞なく、
 - ① 当該他の建設業を営む者に対し、一（２）①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一（２）①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
 - ② 作成建設業者に対し、（３）に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。
- （３） 再下請負通知
 - ① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面（以下「再下請負通知書」という。）をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようによい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。
 - ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない（規則第14条の4第2項）。
また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一（１）の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。
 - ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。
 - ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類（法第19条第1項の規定による書面）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

旧

に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一（1）の金額を下回る民間工事など法第24条の8第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第3号）は、廃止する。

新

えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（2）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一（1）の金額を下回る民間工事など法第24条の8第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。